



県章

# 山形県公報

平成20年6月17日(火)

第1951号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(みどり自然課)...875

山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則.....(健康福祉企画課)...879

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則.....(農政企画課)...880

### 訓令

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令...(みどり自然課)...同

### 告示

特別保護地区の指定に係る公聴会の開催.....(同)...881

シルバー人材センターの変更の届出.....(雇用労政課)...同

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...同

民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....(森林課)...同

### 公告

平成20年度職業訓練指導員試験の実施.....(雇用労政課)...885

### 正誤

## 規則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年6月17日

山形県知事 齋藤 弘

#### 山形県規則第70号

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則(昭和54年8月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第56条」を「第56条(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第9条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に改め、同条第11号中「届出書」を「届出書(鳥獣被害防止特措法第9条第5項の規定により読み替えて適用する法第61条第4項の規定による届出書を含む。)」に改める。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号

(表)

整理番号	登録番号			
	狩猟免許			
	損害の賠償			
	放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別			
狩猟者登録申請書		写真添付欄 縦3.0センチメートル 横2.4センチメートル		
山形県知事 殿 年 月 日				
住所	(郵便番号) (電話番号)	県証紙ちよう付欄		
ふりがな				
氏名	(記名押印又は署名)			
生年月日	年 月 日生			
<p>下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟者登録の種類( にレ印を付す。) 使用する猟具の種類(番号に 印を付す。) 免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類( にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入。</p> <p>なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第2種銃猟免許に係る登録」の にレ印を付す。)</p>		納税済印欄		
狩猟者登録の種類	猟具の種類		都道府県知事名	交付年月日
網猟免許に係る登録	1 網	知事	年 月 日	第 号
わな猟免許に係る登録	2 わな	知事	年 月 日	第 号
第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃	知事	年 月 日	第 号
	4 散弾銃			
	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)			
第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)	所持する免許の種類		
		第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	知事 年 月 日 第 号

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1 山形県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員である場合は にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載する。)					
対象鳥獣捕獲員 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ( )			
(4) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに 印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	有・無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)					
第1種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	第 号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃				
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)					
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む)				
(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(7) 職業					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者					
4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業従事者					
8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業従事者 10 単純労働者					
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業					
14 無職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 (1)及び(2)は、該当番号を で囲むこと。					
3 (7)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を で囲むこと。					
4 太枠欄内は、記載しないこと。					

別記様式第11号を次のように改める。  
様式第11号

住所等変更届出書 対象鳥獣捕獲員届出書 狩猟免状等亡失届出書 狩猟免状等再交付申請書		年 月 日
山形県知事 殿		
住所 （主たる事務所の所在地）	（郵便番号）（電話番号）	県証紙ちよう付欄
ふりがな	氏名 （名称及び代表者の氏名）	
職業	（記名押印又は署名）	
生年月日	年 月 日生	
住所、氏名等の変更の届出 下記のとおり住所、氏名等に変更があつたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第1項若しくは第61条第4項又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第11項、第12項、第15条第6項若しくは第42条第5項の規定により届け出ます。 対象鳥獣捕獲員の届出 対象鳥獣捕獲員となつた、対象鳥獣捕獲員でなくなつた、又は所属市町村に変更があつたので、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第8項の規定により届け出ます。 亡失の届出 下記のとおり狩猟免状等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第13項、第14項、第15条第7項、第42条第6項、第50条又は第65条第10項の規定により届け出ます。 再交付申請 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第9項、第15条第7項、第35条第8項、第46条第2項若しくは第61条第5項又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第4項の規定により狩猟免状等の再交付を申請します。		
狩猟免状等の種類	許可証 登録票 狩猟者登録証 指定猟法許可証	危険猟法許可証 狩猟者記章 販売許可証
狩猟免状等の番号	狩猟免状従事者証承認証	
交付年月日	年 月 日	
変更・亡失年月日	年 月 日	
変更に係る事項	（変更前） ----- （変更後）	
亡失又は再交付等の理由		

（注） 1 不要な文字は抹消し、該当項目の にレ印を付すこと。  
 2 印欄は、変更の届出を行おうとする場合にのみ記入すること。  
 なお、住所（主たる事務所の所在地）又は氏名（名称及び代表者の氏名）の変更の届出にあつては、変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第71号

山形県立保健医療大学大学院学則の一部を改正する規則

山形県立保健医療大学大学院学則（平成16年3月県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	基礎看護学領域	基礎看護学特論	1	2	選択 12単位以上 を
		基礎看護学特論演習	1～2	4	
	学領	看護管理現任教育特論	1	2	
		看護管理現任教育特論演習	1～2	4	
	母性看護学領域	母性看護学特論	1	2	
		母性看護学特論演習	1～2	4	
	地域看護学領域	周産期看護学特論	1	2	
		周産期看護学特論演習	1～2	4	
	地域・高齢者看護学領域	地域保健行政看護学特論	1	2	
		地域保健行政看護学特論演習	1～2	4	
	家族・在宅看護学領域	家族・在宅看護学特論	1	2	
		家族・在宅看護学特論演習	1～2	4	
高齢者看護学領域	高齢者看護学特論	1	2		
	高齢者看護学特論演習	1～2	4		

「	基礎・病態看護学領域	看護病態機能学特論	1	2	選択 12単位以上 に改める。
		看護病態機能学特論演習	1～2	4	
	看護学領域	基礎看護学特論	1	2	
		基礎看護学特論演習	1～2	4	
	看護管理領域	看護管理特論	1	2	
		看護管理特論演習	1～2	4	
	母子看護学領域	母子看護学特論	1	2	
		母子看護学特論演習	1～2	4	
	成人・高齢者看護学領域	周産期看護学特論	1	2	
		周産期看護学特論演習	1～2	4	
	成人・高齢者看護学領域	成人・高齢者看護学特論	1	2	
		成人・高齢者看護学特論演習	1～2	4	
精神看護学領域	精神看護学特論	1	2		
	精神看護学特論演習	1～2	4		
地域看護学領域	地域保健行政看護学特論	1	2		
	地域保健行政看護学特論演習	1～2	4		
家族・在宅看護学領域	家族・在宅看護学特論	1	2		
	家族・在宅看護学特論演習	1～2	4		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立保健医療大学の大学院に在学する者に係る授業科目の名称、配当年次、単位数（必修又は選択の別を含む。）及び備考（以下「授業科目等」という。）については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に山形県立保健医療大学の大学院に転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、改正後の別表の規定にかかわらず、その者の属する年次に在学する者に係る授業科目等と同様とする。

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第72号

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農業大学校条例施行規則（昭和58年2月県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

畜産経営学科	酪農コース、肉用牛コース、養豚コース
--------	--------------------

を

畜産経営学科	酪農コース、肉用牛コース
農産加工経営学科	農産加工コース

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

訓 令

山形県訓令第23号

総 合 支 庁

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続（平成8年1月県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号に注書として次のように加える。

（注） 狩猟者が対象鳥獣捕獲員である場合は、登録の備考欄に「対象鳥獣捕獲員（所属市町村名）」と記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第580号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、特別保護地区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成20年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

日 時	場 所	公聴会において聴こうとする案件
平成20年7月10日(木) 午後1時30分	村山総合支庁	山形市及び上市市の区域内に、平成20年11月1日から平成30年10月31日までの期間、蔵王鳥獣保護区特別保護地区を指定する件

### 山形県告示第581号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第4項の規定により、シルバー人材センターから次のとおり届出があった。

平成20年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

シルバー人材センターの名称	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後
社団法人長井・西置賜地域シルバー人材センター	従たる事務所の所在地	西置賜郡飯豊町大字椿1902の4番地	西置賜郡飯豊町大字椿2567の6番地

### 山形県告示第582号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年5月23日から適用する。
- 平成20年5月23日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第583号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大針字下仲山34
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市荒沢字狩籠145 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市熊出字畑ノ沢90 - 1、93 - 1、96 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上田沢字大久保1 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大鳥字蘇ノ岡1 - 2、1 - 3、1 - 12、1 - 18、1 - 19、1 - 23、1 - 24、1 - 25、1 - 26
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法



- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大鳥字松ヶ崎349 - 1、349 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上名川字東山1 - 1から1 - 15まで、2 - 1から2 - 4まで、3 - 1、3 - 13、3 - 25、3 - 52、  
3 - 53
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上名川字東山3 - 2から3 - 4まで、3 - 5(次の図に示す部分に限る。)、3 - 6から3 - 12まで、  
3 - 26から3 - 39まで、3 - 43、3 - 45、3 - 46、3 - 48、3 - 55、3 - 57、3 - 61から3 - 67まで、4 -  
2、4 - 3、4 - 4(次の図に示す部分に限る。)、4 - 5から4 - 7まで、4 - 9から4 - 24まで、4 - 33、  
4 - 34、4 - 41、4 - 42、4 - 50、4 - 51、4 - 53から4 - 55まで、4 - 57から4 - 67まで、4 - 80、4 -  
92、4 - 93、4 - 95、4 - 96
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上名川字東山5 - 1から5 - 10まで、5 - 12から5 - 14まで、5 - 17から5 - 19まで、5 - 21、5  
- 28、5 - 29、5 - 38から5 - 43まで、5 - 49(次の図に示す部分に限る。)、5 - 55、5 - 86、5 - 89、5

- 90、5 - 97、5 - 102

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市上名川字東山2 - 5、3 - 41、3 - 42、3 - 44、3 - 50、3 - 51、3 - 54

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市大針字下仲山18、19 - 1 から19 - 4 まで、24 - 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市大針字滝ノ上24、25 (次の図に示す部分に限る。)、28 - 1、28 - 3、30、33

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市大針字滝ノ上16 - 1、21から23まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市羽黒町手向字羽黒山33 - 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市板井川字勝地1 - 3、西荒屋字萱野115、字唵那羅山1 - 1、1 - 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成20年6月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

平成20年9月12日（金）午前11時から

(2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁601会議室

2 試験を実施する職種及び科目

(1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

(2) 科 目

指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を平成20年8月11日（月）から同月22日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用労政課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成20年8月11日（月）から同月22日（金）までの消印のあるものを有効とする。）

5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課（電話023(630)2389）に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成20. 4. 1	第1930号	550	9	第8号までを	第7号までを
同	同	533	20	「意見の聴取」	「意見聴取」
同	号外(9)	17	18	及び安全	及び地域安全
同	同	同	20	及び安全	及び地域安全